

東京局、3か月以内処理割合は改善傾向に

所得税の更正の請求、誤りやすいポイントは？

東京国税局の令和7事務年度上期における所得税の更正の請求の3か月以内処理割合が大幅に回復しているもようだ。同局は、提出書類等不備の場合の処理手順を示すなどの取組を行っており、令和7年7月～10月の3か月以内処理割合は実績評価の目標値の95%に迫った。令和6事務年度上期（令和6年7月～12月）の事績を約10ポイント上回っている状況だ。なお、同局は、令和7事務年度下期においても、更なる処理促進に取り組む方針を示している。

本特集では、東京局の令和7事務年度上期における更正の請求の処理状況のほか、業務センターから税務署への引継基準、税務署職員に周知されている確定申告会場や事前予約相談で実際にあった更正の請求書の誤り事例などを確認する。

▶3か月以内処理割合低調→事務連絡



事務連絡に示された提出書類等不備の場合の処理手順は？



既報（本誌1098号4頁参照）のとおり、東京局では、令和6事務年度上期における所得税の更正の請求の3か月以内処理割合（約85%）が実績評価の目標値95%を下回ったことから、令和7年2月に業務センターの主任国税管理官・税務署の総括統括官に対して提出書類等不備があった場合の処理手順を示した事務連絡を发出了しました。

当該事務連絡では、更正の請求に係る事実を証明する書類（証拠書類）等の不備があるケースにおいて、①税理士が関与している、②請求人等の携帯電話番号を把握している場合は、電話により証拠書類の提出を求めることとして差し支えないとしています。また、文書・電話で証拠書類の提出を求めたものの、請求人等から提出期限（2回目）までに提出がなかった場合は、直ちに「更正すべき理由がない旨の通知」を送付するとしています（図表1参照）。

【図表1】 証拠書類等不備がある場合の処理に当たっての留意事項

- ・税理士関与がある場合
- ・請求人等の携帯電話番号を把握している場合



電話により証拠書類の提出を求めることとして差し支えない

連絡している証拠書類の提出期限（2回目）までに証拠書類の提出がなかった場合



直ちに「更正すべき理由がない旨の通知」を送付